



27 逗 個 情 運 発 第 12 号
2015 年（平成 27 年）7 月 23 日

逗子市教育委員会 御中

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫



学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について（答申）

2015 年（平成 27 年）6 月 30 日付け、逗子市教育委員会諮問第 2 号「学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について」につき、次のとおり答申します。

1 答申内容

逗子市個人情報保護条例第 6 条第 2 項ただし書並びに第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項ただし書並びに第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づき、個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略については、次の意見を付し、諮問の内容を適当と認めます。

2 付帯意見

- (1) 学校と警察との相互連携に係る協定書（案）（以下「協定書（案）」という。）の運用に当たっては、協定書（案）第 1 条に記載されている目的を逸脱することのないよう徹底するとともに、警察へ提供する事案については、事前に児童・生徒に対し保護者と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で慎重な判断のもと、真に必要な不可欠な場合のみ提供すること。

また、警察から収集する事案については、収集した情報をもとに児童・生徒の権利及び利益を侵害することのないよう十分に配慮すること。

- (2) 学校と警察との相互連携に係る実施要領（案）においても、運用状況について毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずる旨の規定を設けること。
- (3) 収集・提供した情報の管理については、その秘密の保持を徹底し、協定書（案）に基づいた適正な個人情報の取扱いに努めること。

なお、警察に対しても、協定書（案）に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、重ねて要請すること。